

「建築物石綿含有建材調査者講習実施機関」として国の登録を受けました！

日頃より当協会をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当協会は9月19日付で「建築物石綿含有建材調査者講習実施機関」として国の登録を受けました。

令和5年10月1日より、建物の改修工事・解体を行う際には、建築物石綿含有建材調査者の資格を持った者の事前調査が義務化されています。

また、当該資格を取得すれば、建物の維持管理のための石綿含有建材の調査など、的確に実施することができます。

当協会では、11月より受講者の募集・受付を開始いたします。

講習日程等の詳細は後日、ホームページ上でお知らせしますので、ぜひお申込みください。

例えば、こんな方におすすめです！

建築士の皆さんが、資格を取れば…

特定建築物の定期報告（建築基準法）など、建物の維持管理のための業務を的確に実施できます。

設計図面作成・現地調査を自ら行い、事前調査結果を作成できます。

アスベスト含有建材等の専門知識が設計に活かせ、業務受注の際、アピールできます。

建物の改修、増改築、リフォーム、解体の際、事前調査から設計まで一貫した業務が行えます。

施工業者・リフォーム事業者様へ

- ✓ 解体等を伴うリフォームの事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」の資格を持った者がおこなう必要があります。
- ✓ アスベスト含有建材等の専門知識の有無、対策の要否が工事費を左右します。

行政職員の方へ

- ✓ 公共建築物の維持管理や、改修、解体、建替工事の発注の際、アスベスト含有建材等の専門知識を活かし、的確な業務が遂行できます。

【問い合わせ先】

経営企画部 045-212-3149